

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から53年3月まで
② 昭和53年9月から54年3月まで

私は、昭和48年11月*日に結婚し、すぐに夫が国民年金加入手続きしてくれたはずである。国民年金加入後は、夫の国民年金保険料等と一緒に私の国民年金保険料等も地区の納税組合の集金で納めていたにもかかわらず、私の国民年金保険料のみが未納となっていることに納得できない。申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、7か月と短期間であり、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済とされている上、当該期間及びその前後の期間において、申立人の住所及び生活状況に特段の変化は認められず、一緒に納付したとする申立人の夫及び申立人と同居している義母の当該期間に係る国民年金保険料は納付されていることから、申立人の当該期間が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和53年11月27日に払い出されていることが確認でき、その時点においては、申立期間のうち49年3月から51年9月までの期間の保険料は時効により、特例納付でしか納付できなかったものと考えられ、残りの51年9月から53年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるところ、申立人は、「地区の納税組合の集金でのみ国民年金保険料を納付していた。」と説明しており、その地区の納税組合では過年度納付及び特例納付することはできなかったことが推認されるほか、

申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が覚えている申立人と同じ地区の二人に事情を聴取しても、「申立人は国民年金保険料を納付していただろうと思うが、何も資料等が残っていないため正確なことは分からない。」としている上、申立人の国民年金加入手続等を行ったとする申立人の夫は、「当時のことは覚えていない。」としており、申立人の国民年金加入状況、国民年金保険料の納付状況等を確認することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間①において、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成元年10月20日、資格喪失日は3年3月1日、B社における資格取得日は同年3月1日、資格喪失日は同年10月1日、C社における資格取得日は同年10月1日であると認められることから、申立期間②、③に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日並びに申立期間④に係る同資格の取得日を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立期間②のうち平成元年10月から2年7月までの期間は12万6,000円、同年8月から3年2月までの期間は17万円、申立期間③は18万円、申立期間④は19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月1日から同年11月1日まで
② 平成元年10月20日から3年3月1日まで
③ 平成3年3月1日から同年10月1日まで
④ 平成3年10月1日から4年1月1日まで

私は、申立期間①はD社に、申立期間②はA社に、申立期間③はB社に、申立期間④はC社にそれぞれ勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間①においては、公共職業安定所の紹介により同時に採用された約10人とともにD社の社員寮に入り、E職に従事していたし、申立期間②、③及び④においても、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、オンライン記録によると、申立人は、

i) A社に係る厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は平成元年10月20日、同喪失日は3年3月1日)が、平成4年1月30日に取り消されていること、ii) B社に係る被保険者記録(資格取得日は平成3年3月1日、同喪失日は同年10月1日)が、同年1月13日に取り消されていること、iii) C社に係る被保険者資格取得日(平成3年10月1日)が、同年1月13日に取り消され、翌日付けで、申立期間④の3年10月1日から4年1月1日までの期間を健康保険のみの加入とされた上、同日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録(A社に係る資格取得日は平成元年10月20日、離職日は3年2月28日)により、申立人は、取り消されたA社に係る厚生年金保険の被保険者期間において同社に勤務していたことが確認できる上、B社及びC社の事業の一部を継承したF社の回答により、B社とC社は関連会社であったものと推認されるどころ、雇用保険の加入記録(C社に係る資格取得日は平成3年3月1日、離職日は6年8月31日)により、申立人は、取り消された両社に係る厚生年金保険の被保険者期間において両社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「資格取得時の通知書以外、申立人に係る資料は無く、資格取消に係る届出を行ったかどうかについては不明であるが、資格喪失の約1年後に当社が届出を行ったとは考えられない。」とし、F社は、「資料を処分しており、申立人の両社に係る資格取消の届出を行ったかどうかは不明であるが、取消処理とはどのようなものかも分からないし、健康保険のみ加入させること自体例が無く、どのような条件で健康保険のみに加入させることが可能なのかも分からない。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②、③及び④を含む昭和63年2月1日から平成4年1月1日までの期間、G共済組合の任意継続組合員であったことが確認できるどころ、日本年金機構及び厚生労働省年金局は、「制度上、厚生年金保険の被保険者とならない者の中にG共済組合の任意継続組合員は該当しないため、重複しての加入が認められる。一方、厚生年金保険被保険者が当該共済組合の任意継続組合員になった場合は、被保険者資格を喪失する。」としており、同機構Hブロック本部I事務センターは、「申立人に係る資格取消の理由については不明であるが、誤って適用除外の規定を適用したと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録の取消は、有効なものとは認められず、申立人のA社における資格取得日は平成元年10月20日、資格喪失日は3年3月1日、B社における資格取得日は同年3月1日、資格喪失日は同年10月1日、C社における資格取得日は同年10月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間に係る取

消前の記録から、申立期間②のうち平成元年 10 月から 2 年 7 月までの期間は 12 万 6,000 円、同年 8 月から 3 年 2 月までの期間は 17 万円、申立期間③は 18 万円、申立期間④は 19 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人は、D 社の寮に居住していた旨主張しているところ、戸籍の附票及び商業登記簿によると、申立人は、昭和 31 年 7 月 29 日に同社と同じ住所に異動していることが確認できることから、申立人は、少なくとも申立期間①の一部において、同社に勤務していたものと推認される。

しかし、申立期間①及びその前後の期間において、D 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人のことを覚えている者はおらず、申立人の勤務形態等が確認できない上、申立人は、「私と同時に約 10 人が採用された。」としているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間①において、10 人程度の者が同じ日に被保険者資格を取得している状況は確認できない。

また、D 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、元監査役は、「当時の資料が無く、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としているほか、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日、16年6月30日、同年12月15日、17年6月30日、同年12月16日、19年6月30日及び同年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を、15年12月15日は32万3,000円、16年6月30日は17万6,000円、同年12月15日は29万2,000円、17年6月30日は18万円、同年12月16日は20万円、19年6月30日は18万8,000円、同年12月15日は31万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成20年12月22日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、本件申立日において、申立人は、当該期間に係る標準賞与額32万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年6月30日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年6月30日
⑤ 平成17年12月16日
⑥ 平成19年6月30日
⑦ 平成19年12月15日
⑧ 平成20年12月22日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標

準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年12月15日、16年6月30日、同年12月15日、17年6月30日、同年12月16日、19年6月30日、同年12月15日及び20年12月22日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年12月15日、16年6月30日、同年12月15日、17年6月30日、同年12月16日、19年6月30日及び同年12月15日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20年12月22日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された申立期間に係るA社から支給された賞与の支給内容を転記した資料（以下「賞与明細資料」という。）に記載されている社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額）と、当該事業所から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿の賞与等の社会保険料等の控除額が一致しており、賞与明細資料の記載内容の信憑性があると認められることから、申立人は、平成15年12月15日、16年6月30日、同年12月15日、17年6月30日、同年12月16日、19年6月30日及び同年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、平成15年12月15日、16年6月30日、同年12月15日、17年6月30日、同年12月16日、19年6月30日及び同年12月15日に係る標準賞与額については、前述の賞与明細資料において確認できる賞与

総支給額及び保険料控除額から、15年12月15日は32万3,000円、16年6月30日は17万6,000円、同年12月15日は29万2,000円、17年6月30日は18万円、同年12月16日は20万円、19年6月30日は18万8,000円、同年12月15日は31万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てに係る届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明。」としているが、オンライン記録上、申立人以外の複数の同僚についても当該期間に係る賞与の記録が確認できないことから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成20年12月22日については、A社から提出された給料台帳により、当該期間に係る標準賞与額（32万円）に相当する賞与が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を32万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②並びに③のうち、平成14年5月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、申立期間①は28万円、申立期間②及び申立期間③のうち、14年5月1日から同年7月1日までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年11月1日から同年12月1日まで
② 平成6年8月1日から同年9月1日まで
③ 平成14年5月1日から同年8月1日まで
④ 平成15年7月15日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額が、給与支給明細書及び賞与支給明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額より低くなっているため、適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額（標準賞与額）又は申立人の報酬月額（賞与額）に基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②並びに③のうち、平成 14 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間①は 28 万円、申立期間②及び申立期間③のうち、14 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は「不明」としているが、i) 同社は、「当社が加入しているB厚生年金基金と年金事務所に対する標準報酬月額の届出について、申立期間当時は不明だが、現在は、複写式の届出用紙を使用している。」としているところ、B厚生年金基金から提出された資料によると、申立人の当該期間に係る標準給与月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していること、ii) 当該期間のいずれについても、前述の給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成 14 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び申立期間④については、給与支給明細書及び賞与支給明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額より高い額となっているものの、報酬月額に基づく標準報酬月額及び賞与額に基づく標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額と比較して低い額又は同じ額となっている上、申立人の標準報酬月額及び標準賞与額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間③のうち、平成 14 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び申立期間④に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額については、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和23年6月にA社に入社し、同社がB社と社名変更した後も継続して勤務していたが、船員保険の記録によると、申立期間の記録が確認できない。

しかし、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿によると、同社は、昭和23年11月30日に船員保険を適用されなくなっており、申立人についても、同日付けで同社に係る船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、A社、B社及びC社に係る被保険者名簿によると、昭和23年11月30日にA社に係る被保険者資格を喪失した者のうち、多数の者が、同年12月1日付けでB社又はC社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。ところ、C社（商業登記簿によると、昭和23年12月1日会社成立）から提出された資料によると、A社は、会社経理応急措置法等により、同年12月1日にB社とC社の2社に分離され、解散したと推認されることから、A社は、申立期間において存続しており、船員保険を適用される要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人から提出された船員手帳によると、A社の所有する船舶に

係る雇入日が昭和 23 年 10 月 1 日であること、雇入契約を更新された日が同年 12 月 1 日であること及び雇止日が 25 年 7 月 5 日であることが確認できることから、申立期間において、申立人が同社に継続して勤務していたものと推認される。

さらに、A 社に係る被保険者名簿において、昭和 23 年 11 月 30 日に同社に係る被保険者資格を喪失したことが確認でき、B 社に係る被保険者名簿において、同年 12 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得したことが確認できる複数の者は、「申立期間前後において給与の手取額に変化はなかったと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社に係る被保険者名簿における申立人の昭和 23 年 10 月の記録から、1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社が既に船員保険を適用されなくなっており、同社に係る商業登記簿が保管されていないため事業主及び役員等に事情も聴取することができず、これを確認することはできないが、前述のとおり、事業主は、申立期間において、船員保険を適用される要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月20日は33万9,000円、17年7月25日は31万1,000円、18年7月25日は31万9,000円、同年12月20日は34万5,000円、19年7月25日は31万9,000円、同年12月20日は30万円、20年7月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日
⑦ 平成20年7月25日

A社において、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は33万9,000円、申立期間②は31万1,000円、申立期間③は31万9,000円、申立期間④は34万5,000円、申立期間⑤は31万9,000円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は25万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月20日は44万8,000円、17年7月25日は27万3,000円、18年7月25日は29万1,000円、同年12月20日は30万1,000円、19年7月25日は1万9,000円、同年12月20日は5万9,000円、20年7月25日は26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日
⑦ 平成20年7月25日

A社において、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は44万8,000円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は29万1,000円、申立期間④は30万1,000円、申立期間⑤は1万9,000円、申立期間⑥は5万9,000円、申立期間⑦は26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月20日は20万2,000円、17年7月25日は15万3,000円、18年7月25日は20万6,000円、同年12月20日は22万3,000円、19年7月25日は21万1,000円、同年12月20日は22万3,000円、20年7月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日
⑦ 平成20年7月25日

A社において、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は20万2,000円、申立期間②は15万3,000円、申立期間③は20万6,000円、申立期間④は22万3,000円、申立期間⑤は21万1,000円、申立期間⑥は22万3,000円、申立期間⑦は20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を1万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、1万3,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保

險被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月20日は2万6,000円、17年7月25日は6万4,000円、18年7月25日は20万8,000円、同年12月20日は23万9,000円、19年7月25日は21万7,000円、同年12月20日は26万6,000円、20年7月25日は19万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月20日
⑦ 平成20年7月25日

A社において、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は2万6,000円、申立期間②は6万4,000円、申立期間③は20万8,000円、申立期間④は23万9,000円、申立期間⑤は21万7,000円、申立期間⑥は26万6,000円、申立期間⑦は19万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成19年7月25日は1万5,000円、同年12月20日は7万2,000円、20年7月25日は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月20日
③ 平成20年7月25日

A社において、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申

立人の申立期間に係る賞与明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は1万5,000円、申立期間②は7万2,000円、申立期間③は7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成2年10月16日）及び資格取得日（平成3年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月16日から3年4月1日まで

私は、平成2年4月1日から5年11月30日まで、B社に継続して勤務していた。私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の前後の期間は、同じビル内にあったA社に係る被保険者記録が確認できるので、所属が同社だったのかもしれないが、途中で辞めたことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成2年4月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月16日に被保険者資格を喪失した後、3年4月1日に同社に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

しかし、オンライン記録により、申立期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、「A社は、複数の会社を経営しており、それぞれの会社に勤務していたC職やD職は、A社の所属になっていたと思う。」としており、このうちB社に勤務していたとする者は、「申立人は、B社のC職であり、申立期間において、勤務地や勤務の状況が変わったことはなかったと思う。」としていることから、申立人は、申立期間及びその前後の期間において継続してB社に勤務していたものと推認される。

また、A社に係る被保険者記録が確認できる者で、事情を聴取することができた者のうち、自身の勤務期間を覚えている9人全員が、申立期間及びその前後の期間において自身の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年10月のオンライン記録から、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立期間当時の資料は、一切無いことから、申立人の保険料控除等については分からない。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年10月から3年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成17年12月9日は8万円、18年6月30日は3万1,000円、同年12月8日は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年6月30日
③ 平成18年12月8日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る支給控除項目一覧表の写しから、申立人は、申立期間①において8万円、申立期間②において3万1,000円、申立期間③において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、25万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万5,000円とされているが、申立人の申立期間について、標準賞与額（24万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月12日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準賞与額が、当時、支給された賞与額よりも低い額になっているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当初、2万5,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴

収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 3 日（A 社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（取消分及び訂正分）の写しから、届出日は、平成 22 年 11 月 30 日）に当該標準賞与額を 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（2 万 5,000 円）とされている。

しかし、A 社から提出された諸給与支払内訳明細書の写しにより、申立人は、標準賞与額（24 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届（訂正分）を提出したことが確認できる上、前述の明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、37万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の3万7,000円とされているが、申立人の申立期間について、標準賞与額（36万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を36万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月12日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準賞与額が、当時、支給された賞与額よりも低い額になっているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当初、3万7,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴

収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 3 日（A 社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（取消分及び訂正分）の写しから、届出日は、平成 22 年 11 月 30 日）に当該標準賞与額を 37 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（37 万円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（3 万 7,000 円）とされている。

しかし、A 社から提出された諸給与支払内訳明細書の写しにより、申立人は、標準賞与額（36 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届（訂正分）を提出したことが確認できる上、前述の明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、27万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万7,000円とされているが、申立人の申立期間について、標準賞与額（26万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を26万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 12 日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準賞与額が、当時、支給された賞与額よりも低い額になっているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当初、2万7,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴

収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 3 日（A 社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（取消分及び訂正分）の写しから、届出日は、平成 22 年 11 月 30 日）に当該標準賞与額を 27 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（27 万円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（2 万 7,000 円）とされている。

しかし、A 社から提出された諸給与支払内訳明細書の写しにより、申立人は、標準賞与額（26 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届（訂正分）を提出したことが確認できる上、前述の明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、27万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万7,000円とされているが、申立人の申立期間について、標準賞与額（26万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を26万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 12 日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準賞与額が、当時、支給された賞与額よりも低い額になっているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当初、2万7,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴

収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 3 日（A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（取消分及び訂正分）の写しから、届出日は、平成 22 年 11 月 30 日）に当該標準賞与額を 27 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（27 万円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（2 万 7,000 円）とされている。

しかし、A社から提出された諸給与支払内訳明細書の写し及び同社の回答により、申立人は、標準賞与額（26 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届（訂正分）を提出したことが確認できる上、前述の明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、25万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万5,000円とされているが、申立人の申立期間について、標準賞与額（24万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 12 日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準賞与額が、当時、支給された賞与額よりも低い額になっているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当初、2万5,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴

収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 3 日（A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（取消分及び訂正分）の写しから、届出年月日は、平成 22 年 11 月 30 日）に当該標準賞与額を 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（2 万 5,000 円）とされている。

しかし、A社から提出された諸給与支払内訳明細書の写し及び同社の回答により、申立人は、標準賞与額（24 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届（訂正分）を提出したことが確認できる上、前述の明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、25万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万5,000円とされているが、申立人の申立期間について、標準賞与額（24万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月12日

私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準賞与額が、当時、支給された賞与額よりも低い額になっているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当初、2万5,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料を徴

収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月 3 日（A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（取消分及び訂正分）の写しから、届出日は、平成 22 年 11 月 30 日）に当該標準賞与額を 25 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（25 万円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（2 万 5,000 円）とされている。

しかし、A社から提出された諸給与支払内訳明細書の写し及び同社の回答により、申立人は、標準賞与額（24 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届（訂正分）を提出したことが確認できる上、前述の明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入しなければならないと報道で知っていたので、昭和44年*月に国民年金の加入手続をした。

申立期間当時は、A町（現在は、B市）C地区において、私の母親が、税金講で国民年金保険料を支払っており、申立期間が納付となっていないことに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入者の資格取得日等から、昭和46年2月19日以後に払い出されたものと推認され、その時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することは可能であるものの、B市役所A支所（当時は、D郡A町役場）によれば、申立人の母親が納付していたとする税金講（納税組合）は、現年度の国民年金保険料のみを取り扱っていたとしていることから、過年度の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、A町役場の申立期間当時の担当者（現在は、退職している。）によれば、「申立期間当時、当役場から過年度保険料の未納者に対して納付勧奨はしていなかったが、当役場の窓口で過年度納付書（手書き用）を置いており、申出があれば、納付書を手書きして渡し、国庫金を扱う金融機関で納付してもらっていた。」としているものの、申立人の国民年金保険料を納付していた母親は、税金講で納付したとしか述べておらず、A町役場における国民年金保険料の過年度納付書の発行及び納付方法等について

覚えていないとしている。

さらに、A町の国民年金被保険者カードの国民年金保険料納付状況の欄に、44年度「未納」、45年度「12月」、46年度「5月」とあり、これらの記録は、オンライン記録とも一致しており、事務処理に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に A 社を退職後、厚生年金保険から国民年金に切り替えようと思い、B 市役所か社会保険事務所（当時）において国民年金の加入手続を行い、同年 10 月 * 日に結婚して C 地区に転居してからは、当時の D 町役場（現在は、E 市役所）か社会保険事務所で国民年金の手続を行った。

昭和 53 年頃、母親から、将来のために任意の加入であっても国民年金に加入して払っておくように言われていたこともあり、国民年金の加入手続をして納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、D 町において、昭和 55 年 1 月 22 日に払い出されおり、申立人が 1 冊しか受け取っていないとして、現在も所持している年金手帳によれば、国民年金記号番号欄の「はじめて被保険者となった日」欄に、「昭和 55 年 1 月 16 日」と記載され、「国民年金の記録（1）」欄には、D 町のゴム印が押され、「被保険者となった日」欄の最初の欄に「昭和 55 年 1 月 16 日」、「被保険者の種別」欄の「任」に○が付されており、55 年 1 月 16 日に任意加入していることが確認できることから、その時点において、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することができず、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、B市役所及びD町役場の窓口で納付したとしているものの、納付した金額等を記憶していない上、申立人が所持している年金手帳に挟んであったD町長（当時）が発行した昭和56年3月27日付けの「国民年金保険料納付状況等証明」によれば、申立人は、55年1月16日に、任意の被保険者資格を取得し、昭和54年度は1月から3月までを納付、55年度は4月から3月までを納付したことが証明されている上、申立人に係るD町の国民年金被保険者名簿の資格の欄においても、55年1月16日に任意加入の記載があり、保険料納付記録欄において、同年1月から56年3月までの各欄に「納」のゴム印が押されており、オンライン記録、特殊台帳の記録及びB市の国民年金被保険者名簿の記録と一致していることから、行政側の事務処理に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年3月まで

私は、結婚後、義母に勧められ国民年金に加入し、A郡B町に転居後も、第3号被保険者になるまで、B町の金融機関において、国民年金保険料を納付した。申立期間に国民年金保険料を支払ったのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年4月に国民年金被保険者資格の喪失手続きを行ったことは無い。」と述べているが、C市で48年12月10日に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出台帳管理簿の保管区分欄に、「B町 喪失」と記載され、A郡B町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、54年4月27日に資格を喪失した旨の記載があり、オンライン記録と一致している上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することが出来ない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「複数の銀行又は郵便局で3か月に1回、金額ははっきりしないが1,000円以上納付していた。」としているが、申立期間に係る国民年金保険料の金額が明らかでない上、申立期間は、B町の国民年金被保険者名簿において、未加入期間となっているにもかかわらず、7年間の長期間にわたってB町から納付書が送付されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時の年金手帳を所持しておらず、申立人が国民年金保険料を納付したとする金融機関は、「申立期間と同時期の納

付書の控え等は保存期限が過ぎており確認できない。」としているほか、申立人に国民年金加入を勧めた義母も既に死亡しており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、私がA社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低くなっていることが分かった。

しかし、申立期間当時はC職として、約 60 万円から約 80 万円の給与を受け取っており、申立期間の前後の期間に係る標準報酬月額は当時の上限額で決定されているので、申立期間の標準報酬月額についても上限額で決定されているはずである。

保険料についても標準報酬月額上限額に見合う額が控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 62 年 8 月及び 63 年 5 月の給与明細書によると、給与の支給額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額よりも高い額であったことが確認できるが、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出について、A社は、「厚生年金保険の記録どおりの届出を行った。」としているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(昭和 59 年 10 月及び 61 年 10 月)及び同改定通知書(昭和 60 年 8 月、62 年 8 月及び 63 年 8 月)によると、これらの通知書に記載されたそれぞれの標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、63 年 8 月の改定通知書に記載されている同年 5 月の報酬月額は、申立人から提出された同年 5 月の給与明細書に記載されている給与の支給額とほとんど

一致している。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について、A社は、「賃金台帳等の資料が無く、不明である。」としているものの、前述の申立人から提出された給与明細書（昭和62年8月及び63年5月）により確認できる保険料控除額は、オンライン記録により確認できる当該月における標準報酬月額（A社の回答により、保険料については翌月控除であったことが推認できることから、昭和62年7月及び63年4月の標準報酬月額）に見合う保険料額と一致している。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、A社B支社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、当該被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 23 日から同年 10 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、B職を担当していたが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人が覚えている複数の同僚の氏名が確認できることから、申立人が同社に勤務していた可能性はうかがわれるものの、当該複数の同僚は、同社に係る被保険者資格を申立期間より前に喪失していることが確認できる上、申立期間及び当該複数の同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間において、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はいないことから、少なくとも申立期間においては申立人が同社に勤務していたことを特定することができない。

また、A社の元事業主は、「A社は、既に事業を行っていないが、申立期間当時、従業員には、6か月間の試用期間があり、当該期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」としているところ、申立人が覚えている複数の同僚のうち一人は、「実際には1年ほど勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は5か月しかない。当初は見習期間だったのかもしれない。」としている上、この者と同時期に同社に係る被保険者記録が確認できる者は、「私は、昭和44年8月頃に入社したので、8か月程勤務していたと思うが、厚生年金保険の記録は3か月しかない。」としていることから、少なくとも、申立人が同社に勤務していた可能性が

うかがえる時期において、同社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

さらに、前述の元事業主は、「試用期間中は、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」としている上、申立期間及びその前後の期間並びに申立人が覚えている複数の同僚のA社に係る被保険者記録が確認できる期間において、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年4月5日まで

私は、伯父の紹介で、昭和25年12月にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、26年4月5日に同社に係る被保険者資格を取得したことになっており、申立期間に係る記録が無いことが分かった。

勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）の回答により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の複数の者のうち、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和24年10月1日に取得している者は、「はっきりとは覚えていないが、厚生年金保険には入社後すぐに加入した覚えが無い。」としている上、申立人が、自身よりも先に入社していたとする2人を含む3人が、申立人と同じ26年4月5日に、同社に係る被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、当該事業所は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び役員は、死亡又は所在不明のために事情を聴取できない上、前述の当該事業所に係る被保険者資格を昭和24年10月1日に取得している者は、「厚生年金保険に加入するまでの間は、保険料は控除されていなかったと思う。」としているほか、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年11月から18年6月まで
② 昭和18年11月から19年6月まで
③ 昭和20年10月から21年5月まで
④ 昭和21年11月から22年6月まで

私は、申立期間①についてはA丸に、申立期間②についてはB丸に、申立期間③についてはC丸に、申立期間④についてはD丸に、それぞれ乗船していたのに、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

全ての申立期間について、乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A丸の船舶所有者名を姓しか覚えていないところ、申立期間①において、申立人の供述から当該船舶所有者はE県内に所在していたと推認されるが、同県内で船員保険の適用を受けていた当該姓と同姓の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿及び同県内でA丸と類似した名称の船舶を所有していた船舶所有者に係る被保険者名簿を見ても、申立人の氏名を確認することはできなかった。

また、オンライン記録等によると、申立人が覚えているA丸の同僚4人についても、申立期間①に係る船員保険被保険者記録は確認できない上、いずれも死亡又は所在不明等のため、事情を聴取することができないことから、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が覚えているB丸の同僚5人のうち、事情

を聴取できた一人は、「私は、昭和 18 年 11 月頃から 19 年 6 月頃までの期間、申立人と一緒に B 丸に乗船していた。」としていることから、申立人が申立期間②において B 丸に乗船していた可能性はうかがえる。

しかし、申立人及び前述の同僚は、B 丸の船舶所有者名を姓しか覚えていない（両者が覚えている姓は異なる。）ところ、申立期間②において、申立人の供述から当該船舶所有者は E 県内に所在していたと推認されるが、同県内で船員保険の適用を受けていた申立人が覚えている姓と同姓の船舶所有者、及び当該同僚が「B 丸の所有者の出身県であった。」とする F 県内で船員保険の適用を受けていた当該同僚が覚えている姓と同姓の船舶所有者は確認できない上、E 県内で B 丸と類似した名称の船舶を所有していた船舶所有者に係る被保険者名簿を見ても、申立人の氏名を確認することはできなかった。

また、オンライン記録等によると、前述の同僚 5 人についても、申立期間②に係る被保険者記録は確認できない上、そのうち事情を聴取できた前述の同僚は、「B 丸は個人所有の船舶であったため、船員保険に加入していなかったかもしれない。また、船員保険料を給与から控除されていたか覚えていない。」としており、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人が覚えている C 丸の同僚 6 人のうち、事情を聴取できた一人は、「私は、申立人とともに、昭和 20 年から 21 年にかけて、C 丸に乗船していた。」としていることから、申立人が申立期間③において C 丸に乗船していた可能性はうかがえる。

しかし、申立人及び前述の同僚は、C 丸の船舶所有者名を覚えていない上、申立人の供述から当該船舶所有者が所在していたと推認される E 県内で、C 丸と類似した名称の船舶を所有していた船舶所有者に係る被保険者名簿においても、申立人の氏名を確認することはできなかったほか、申立人は当該船舶の漁業基地が G 県 H 市に所在していた旨述べているが、G 県内で C 丸と類似した名称の船舶を所有していた船舶所有者は確認できなかった。

また、オンライン記録等によると、前述の同僚 6 人についても、申立期間③に係る被保険者記録は確認できない上、そのうち事情を聴取できた前述の同僚は、「申立期間③において、船員保険料を給与から控除されていたか覚えていない。」としており、申立人の申立期間③に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間④について、申立人は D 丸の船舶所有者名を覚えていない上、申立人の供述から当該船舶所有者が所在していたと推認される E 県内で、D 丸と類似した名称の船舶を所有していた船舶所有者は確認できず、当該船舶所有者を特定することはできなかった。

また、オンライン記録等によると、申立人が覚えているD丸の同僚3人についても、申立期間④に係る被保険者記録は確認できない上、いずれも死亡又は所在不明のため、事情を聴取することができないことから、申立人の申立期間④に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 989 (事案 233 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から37年4月11日まで

私がA社B支社に勤務していた期間について、脱退手当金を支給されたことになっているのが納得できないので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年4月に年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

しかし、脱退手当金が支払われたとされている時期は、結婚して住所も変わっており、会社からも社会保険事務所(当時)からも連絡は無かった。また、通知には会社で代理請求をした可能性が高いと書いてあるが、私は会社から何も説明を聞いたことが無いし、会社に対して委任した覚えも無い。

前回、当時の上司に対する調査が実施されていないので、再調査の上、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、A社B支社は、従業員の委任に基づき、脱退手当金の代理請求を行っていた可能性があり、申立人についても、代理請求がなされた可能性が高い上、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然な点は認められないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の上司に対する調査を求めているところ、当該上司とされる者は、「申立人と一緒に勤務したのは申立期間の一部で、申立人の勤務場所が変わってからは直接の上司ではなかった。当時、私はC課長であったが、厚生年金保険に関してはD課が担当していたので、私には

分からない。」としており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月24日から33年1月1日まで

私は、昭和30年4月にA社に入社し、33年10月1日にB社に移籍するまで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、32年1月24日にA社に係る被保険者資格を一旦喪失した後、33年1月1日に再度同資格を取得したことになっており、申立期間の記録が無いことが分かった。

しかし、私は、申立期間において退職したことはなく、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるほとんどの者は死亡等により事情を聴取することができず、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを確認できない上、事情を聴取できた一人は、「時期ははっきり分からないが、申立人は病気療養のため約1年間休職したと思う。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和32年10月に全被保険者について定時決定が行われ、事業主を除く全員の標準報酬月額（厚生年金保険の標準報酬月額が上限額の者については、健康保険の標準報酬月額）が上がっていることが確認できるところ、申立人に係る当該定時決定の記録は確認できない上、申立人が33年1月1日に同社に係る被保険者資格を再取得した時点の標準報酬月額は、32年1月24日に資格喪失した時点よりも下がっていることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、同社の清算人は、「当時、私は、在籍し

ておらず、資料も保管していないので、申立てに係る届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としているほか、前述の事情を聴取できた者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の最初の被保険者期間に係る資格喪失日（昭和 32 年 1 月 24 日）は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されている当該資格喪失日と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月から22年10月6日まで

私は、昭和21年2月から24年6月まで、A市に在住していた船舶所有者が所有するB丸に乗船していたのに、当該船舶所有者に係る船員保険の資格取得日が22年10月6日とされており、申立期間に係る被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間において乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えているB丸の同僚5人のうち、事情を聴取できた一人は、「私は、申立人と同時期にA市に在住していた船舶所有者に雇い入れられ、約8か月間、C業務やD業務を行った後、B丸に乗ってE業務を行った。」と回答しており、期間は特定できないものの、申立人が、A市に在住していた船舶所有者が所有するB丸に乗船していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立期間及びその前後の期間において、船舶別に管理されている当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿のうち、B丸に係る被保険者名簿によると、最初の被保険者（申立人が覚えている同僚5人のうち3人を含む。）の資格取得日は、申立人と同じ昭和22年10月6日となっており、申立期間において被保険者資格を取得した者は確認できない上、前述の同僚は、「船員保険にいつ加入したかは分からない。」としている。

また、当該船舶所有者については、27隻の船舶に係る被保険者名簿が確認できるところ、最初の被保険者の資格取得日が申立期間以前となっている10隻の船舶に係る被保険者名簿によると、昭和21年7月にかけて一

且全ての被保険者が資格を喪失しており、その後最も早く被保険者資格を取得した者の資格取得日は 22 年 4 月 4 日となっている上、最初の被保険者の資格取得日が申立期間以後となっている B 丸を含む 17 隻の船舶に係る被保険者名簿によると、そのうち最も早く被保険者資格を取得した者の資格取得日は同年 9 月 4 日となっており、申立期間のうち、21 年 7 月から 22 年 3 月までの期間において、当該船舶所有者の所有する船舶に乗船していた全ての船員は、船員保険に加入していなかった状況がうかがえる。

さらに、当該船舶所有者は既に死亡しており、現在、当該船舶所有者から引き続いて船員保険を適用されている F 社は、「資料は無く、当時のことを知っている者も退職している。」と回答している上、前述の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）においても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない上、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 11 日から同年 11 月 20 日まで
私は、昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 2 月 10 日まで A 社 B 支店に勤務した後、同社 C 支店の開店のため、B 支店から C 支店に配属され、同年 11 月 19 日まで勤務した。

しかし、私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

A 社 C 支店に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、同社 C 支店に勤務していたとする複数の者の証言から、期間を特定することはできないものの、昭和 47 年 12 月以降に申立人が同社 C 支店において勤務していたことが推認される。

しかし、A 社 C 支店は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、前述の複数の者は、「A 社 B 支店に在籍したまま、同社 C 支店開店のため、C 支店で勤務することになった。B 支店の厚生年金保険加入期間は、B 支店及び C 支店を合わせた勤務期間に一致している。」としており、前述の複数の者に係るオンライン記録上の同社 B 支店の厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と雇用保険の離職日の記録は一致しているほか、申立人に係るオンライン記録上の同社 B 支店の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 48 年 2 月 11 日：離職日の翌日）と雇用保険の離職日（昭和 48 年 2 月 10 日）の記録も前述の複数の者と同様に一致していることが確認できる。

また、前述の複数の者のうちの一人（昭和 48 年 3 月 31 日離職）は、「申立人は私より先に退職したと思う。」としている上、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録も無く、前述の複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることもできなかった。

さらに、A社本社は、「申立期間当時は、支店ごとに人事及び給与関係の事務を行っていたため、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除などについて一切不明である。」としており、申立期間当時の役員についても、既に死亡又は所在不明等で事情を聴くことができない上、申立期間当時、A社B支店及び同社C支店の事務を行っていたとする関連会社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「資料が無いため不明である。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 11 日まで
② 昭和 34 年 5 月 11 日から 36 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社に正社員として勤務し、申立期間②については、継続してB社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私は、C地区出身であり、家の近くにあったA社のC地区作業場に勤務していた。」としているところ、同作業場に勤務し、申立期間の一部において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「申立人を名前で呼んでいたのを知っていると思う。」としていることから、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社は、「現在、事業所が保管している資料（事業所が社会保険に加入した昭和 28 年 3 月 1 日以降の健康保険並びに厚生年金保険の被保険者の資格取得、喪失及び住所等の記録）の中に申立人の氏名は確認できない。」としている上、申立人がA社のC作業場で一緒に勤務していたとしている同級生は、病気のため事情を聴取することはできないところ、20歳になった日（昭和 37 年 1 月 * 日資格取得）以降の厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間当時、A社のD部長であった者は、「私は、申立期間当

時、社会保険事務及び給与事務を一人で担当しており、当時あった3か所の作業場（C地区、E地区、F地区）を回り、給料を届けていたが、常用の方で社会保険に加入している従業員については、社会保険に関する書類を作成していたので、名前を聞けば大体分かるが、申立人の名前は覚えていない。」としている上、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立期間当時の事業主（故人）の妻は、「申立人は、夫が事業を始めた頃、手伝いに来ていたと思う。」としていることから、期間は特定できないが、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社は、G社として昭和55年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているとともに、前述の事業主（故人）の妻の証言から、申立期間②当時、B社は、個人事業所で5人未満の従業員を使用する事業所であったと推認され、厚生年金保険法上、強制適用対象の事業所ではなかったことがうかがわれる上、申立人は、「私は、厚生年金保険料を控除されていた記憶はない。」としている。

このほか、申立期間①及び②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。